

「奈良県高校生等奨学給付金」支給制度について

- 奈良県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、**高校生等がいる低所得世帯を対象に「高校生等奨学給付金」を支給します（返還の必要はありません）。**

- 令和7年度新入生で、本給付金の**前倒し支給（3か月分）の決定を受けている方は、本案内の対象外**です。
残額（9か月分）の申請書類は別途ご用意していますので、本案内による電子申請は行わないようご注意ください。

1. 支給の要件（対象となる世帯）

保護者等が
生活保護（生業扶助）受給世帯もしくは
保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯

※保護者（親権者）等が**奈良県内に住所を有していることが必要**です。
※**令和7年7月1日時点**で要件を全て満たしていることが必要です。
その他、詳細な要件については裏面をご覧ください。

○課税証明書等の場合

例 1	県民税	市民税
所得割（額）	0円	0円
均等割（額）	2,000円	3,500円

2. 支給時期と支給額

○ 支給時期の見込み（予定）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
第1次締切までに申請	申請	審査		12か月分受給			
第2次（最終）締切までに申請		申請		審査		12か月分受給	

※ 第1次締切または第2次締切のいずれかの期日（奈良県内の高等学校等に通う方は学校が指定する期日）までに1回のみ申請してください。

※ **どちらの期日でも支給額は変わりません**

○ 支給額

世帯区分	支給額（年額）
①生活保護（生業扶助）受給世帯（全日・定時・通信制）	52,600 円
住民税所得割が非課税（0円）である世帯	
②全日制・定時制	152,000 円
③通信制	52,100 円

3. 申請手続き

奈良スーパーアプリを用いて、期日までに電子申請を行ってください。

- **奈良県内**の高等学校等に通う方：**学校が指定する期限までに、電子申請を完了**してください。
※ **奈良スーパーアプリを導入している学校のみ**、電子申請による申請を受け付けています。
※ **導入していない学校・【専攻科】分・県外生**の申請については、**紙申請でのみ**受け付けています。（電子申請不可）

申請方法については、操作マニュアル等がありますのでご確認ください。

奈良スーパーアプリの操作等については以下、コールセンターへお問い合わせください。

0120-75-1580（平日 9:00～20:00）

※ 制度内容が分からない場合は、コールセンターで対応できかねますので、
県内生は学校、県外生は県担当課へお問い合わせください。



奈良県教育振興課
ホームページ
操作マニュアルはこちら



奈良スーパーアプリ
電子申請はこちら

「奈良スーパーアプリ」で検索 または：<https://nsa.pref.nara.jp/ctztop/>

「奈良県 私学奨学給付金」で検索 または：<http://www.pref.nara.jp/40219.htm>

裏面へ→

4. 申請に必要な書類 ※奈良スーパーアプリでアップロードしてください（詳細はマニュアル・申請画面を参照）

◆マイナンバーカードを利用して申請に必要な情報を取得することが出来ます。

- ※ 税の申告を行っていない場合、マイナンバーカードによる所得確認ができません。
- ※ マイナポータルに関するお問い合わせは「マイナポータル よくある質問」で検索、または「<https://faq.myna.go.jp/>」をご確認ください
- ※ 情報が取得できない等オンラインによる申請が困難な場合は、紙申請に切り替えて申請してください。

生徒情報確認

申請する生徒が在学している高等学校の区分を選択してください。

私立高校

申請する生徒が在学している高等学校の学科を選択してください。

普通科等（専攻科以外）

本用紙を受け取った場合、
必ず図のように選択して申請してください。

◆対象となる生徒 1 人につきそれぞれの申請情報入力し、①のデータの添付、および②のうちいずれかの方法で情報・データを提出してください。

【申請者全員が提出する必要のある データ または 情報】

① 通帳の写し ※申請者（保護者等）名義の口座である必要があります。

② 所得要件の確認（情報取得 または 画像等データ添付のどちらか**必須**）

	マイナンバーカードを 利用する 場合	マイナンバーカードを 利用しない 場合
	取得情報で提出（データ添付不要）	画像 または pdf での データ添付 （※ 2）
生活保護 （生業扶助） 受給世帯	対象となる生徒本人の マイナンバーカードでの情報読み取り	「生活保護（生業扶助）受給証明書」 ※令和 7 年 7 月 1 日（基準日）現在、生活保護 （生業扶助（高等学校等就学費））証明書
住民税所得割が 非課税（0 円） である世帯	保護者等全員（父母）の マイナンバーカードでの情報読み取り	保護者等全員（父母）の 「令和 7 年度（令和 6 年分）課税証明書」 （市町村役場にて発行）（※ 1）

（※ 1）「道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書」（給与所得者）の写し
または、「道府県民税・市町村民税の納税通知書」（自営業など）の写し のいずれかでも可

（※ 2）スキャナーで取り込み・携帯電話等で撮影した鮮明な写真データ等をアップロードしてください

5. その他

○ 奈良県高校生等奨学給付金の支給の要件（詳細）について

令和 7 年 7 月 1 日現在、次の要件**すべてを満たす**世帯が対象となります

- ① 保護者等全員が奈良県内に住所を有していること（海外等在住で奈良県内に住所を有しない場合は対象外）
※ 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が奈良県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。
 - ② 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護（高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費））受給世帯であること
 - ③ 子が就学支援金制度の対象となる高等学校等に在学していること
 - ④ 1 人の高校生等に対して、保護者等全員が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと
 - ⑤ 児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと
- ※ 上記②を満たさない場合でも、家計急変により保護者等全員の住民税所得割額が非課税相当と認められる場合には、家計急変世帯対象の奨学給付金の対象となる可能性がありますので、該当する場合は在学する高等学校等（奈良県外の高校の場合は奈良県教育振興課）までご相談ください。（なお、通常募集分と家計急変分との併給はできません。）

○ 事実と異なる内容の申請により支給された場合は返還を求めます。

◆ 高校生等奨学給付金（私立高等学校等）についてのお問い合わせ ◆

◇奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町 3 0 tel 0742-27-8347

◇在学する高等学校等（学校が申請のとりまとめをしている場合）

※県立、市立、国立の高等学校等に関する奨学給付金制度のお問い合わせ先：奈良県 教育委員会学校支援課

※奈良県立大学附属高等学校に関する奨学給付金制度のお問い合わせ先：奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課